

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当課
令和8年 7月8日	令和8年 7月21日	令和8年7月2日に(株) ブレインファームを相手方として契約した「令和8年度区民アンケート調査業務委託」に関して、 2. 本調査の実施目的である「施策、事業の見直しや改善に繋げる」ことに関して、回収率が30%程度にとどまる（男女間・年齢層間等に回答率の偏りがある）本調査の結果が、各区における施策や事業の「見直しや改善」の客観的かつ合理的な判断 根拠として有効に機能・活用し得ると、市民局（または各区役所）において検討・確認したことが分かる一切の文書。 3. 今年度分の実施目的が2. のとおりではない場合は、今年度実施分の実施目的が達成されたとする根拠が分かる文書。 4. 「令和8年度区民アンケート調査」の実施にあたり、本事業そのものの妥当性、有効性、および目的達成可能性について、実施機関（市民局、区長会議または各区役所）において検証、審議、検討、または確認を行ったことが分かる起案文書、復命書、会議録、打合せメモ、電子メール等を含む一切の文書（※前年踏襲として特段の新規検討を行っていない場合は、今年度予算を要求・編成するプロセスにおいて、本事業の有効性や継続の妥当性を評価・判断したことが分かる一切の文書）。 ※なお、ここで言う目的は、事業の目的であり、「アンケートを実施する」などの契約の目的ではありません。あくまで委託料以外の費用も含めた、事業の実施費用を支出する目的です。また、過去の区民アンケートに対する情報公開において、審査会から「対象文書ではない」とされている区長会議資料などを誤って特定することのないようにしてください。 （此花区役所所管分）	不存在	号	此花区役所	総務課 政策共創課
令和8年 7月15日	令和8年 7月28日	住民基本台帳システムにおいて、住所（建物・号室）を検索の手掛かりとして当該住所の居住者（氏名・世帯）を抽出・特定する機能の有無及びその可否を示す文書（システムの機能仕様書、事務処理要領等のうち、当該可否が分かる部分）。国の機関又は地方公共団体の機関から、住民基本台帳法第12条の2（住民票の写し等の交付）又は第11条（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）に基づき、対象者の氏名を特定せず住所を起点として当該住所の居住者の特定を求める請求（逆引き照会）があった場合の、応否・範囲・審査方法を定めた内規・要領・取扱基準。前号の逆引き照会について、これを一律に応じないものとする定め、又は官公庁等特定の機関からのものに限り応じるものとする定めがある場合の、当該定めが分かる文書。 前号の逆引き照会に用いられる請求書の様式（存在する場合）。令和3年度から令和7年度までにおける、税務当局（国税当局・地方税当局）からの前号の逆引き照会の処理実績（請求機関の別及び件数）が分かる文書。（備考）個々の住民の個人情報の開示を求めるものではありません。上記の照会類型が制度・実務として存在するか、存在する場合の取扱いの枠組みが分かれば足ります。個人が特定される部分は非開示（黒塗り）として差し支えありません。	不存在	号	此花区役所	窓口サービス課 （住民情報）